

## ビジネス著作権検定® 上級問題集 改訂内容のご案内

『ビジネス著作権検定 上級級問題集(第7版第1刷発行日:2017年5月31日)』の記載内容のうち、以下の法改正に伴い、変更になった箇所があります。詳しくは、<改訂内容対応表>にまとめましたので、内容を置き換えて学習をしてください。

- ・2020年4月1日施行「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に伴う著作権法改正
- ・2020年4月28日施行「著作権法の一部を改正する法律」
- ・2021年1月1日施行「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」に伴う著作権法改正

※なお、詳細は文化庁サイト(<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/index.html>)をご確認ください。

※2019年3月付、2020年3月付の「ビジネス著作権検定® 上級問題集 改訂内容のご案内」と併せてご確認ください。

## &lt;改訂内容対応表&gt;

該当箇所	改訂内容(下線部分)	上級問題集(第7版第1刷)内容
練習問題 正答・解説 p. 72 <b>【関連条文】</b> <著作権法第30条1項2号>	<著作権法第30条1項2号> 技術的保護手段の回避(第二条第一項第二十号に規定する信号の除去若しくは改変 <u>その他の当該信号の効果を妨げる行為(記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約によるものを除く。)</u> を行うこと又は同号に規定する特定の変換を必要とするよう変換された著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは映像の復元を行うことにより、当該技術的保護手段によって防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によって抑止される行為の結果に障害を生じないようにすること(著作権等を有する者の意思に基づいて行われるものを除く。)をいう。第百十三条第七項並びに第百二十条の二第一号及び第二号において同じ。)により可能となり、又はその結果に障害が生じなくなった複製を、その事実を知りながら行う場合	<著作権法第30条1項2号> 技術的保護手段の回避(第二条第一項第二十号に規定する信号の除去若しくは改変(記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による除去又は改変を除く。))を行うこと又は同号に規定する特定の変換を必要とするよう変換された著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは映像の復元(著作権等を有する者の意思に基づいて行われるものを除く。))を行うことにより、当該技術的保護手段によって防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によって抑止される行為の結果に障害を生じないようにすることをいう。第百二十条の二第一号及び第二号において同じ。)により可能となり、又はその結果に障害が生じなくなった複製を、その事実を知りながら行う場合
練習問題 正答・解説 p. 74 問題46	ア 当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、 <u>公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合には、その複製を行うことは著作権の侵害となる(35条1項ただし書き)。よって、本肢は誤り。</u>	ア 当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合には、その複製を行うことは著作権の侵害となる(35条1項ただし書き)。よって、本肢は誤り。
練習問題 正答・解説 p. 74 <b>【関連条文】</b> <著作権法第35条1項>	<著作権法第35条1項> 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。)を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、 <u>公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。</u>	<著作権法第35条1項> 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

該当箇所	改訂内容(下線部分)	上級問題集(第7版第1刷)内容
<p>練習問題            正答・解説 p. 76  <b>【関連条文】</b>            &lt; 著作権法第35条1項&gt;</p>	<p>&lt; 著作権法第35条1項&gt;            学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、<u>その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。)</u>を行い、<u>又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。</u>ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び<u>当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。</u></p>	<p>&lt; 著作権法第35条1項&gt;            学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。</p>
<p>練習問題            正答・解説 p. 78            問題51</p>	<p>「プログラムの著作物」の複製物の所有者は、自分で実行するために必要と認められる限度において、複製および翻案ができる(47条の3第1項、<u>47条の6第1項6号</u>)。プログラムの著作物が違法複製物であることを知って入手した場合には、これをコンピュータで業務上使用すれば著作権の侵害となる(<u>113条5項</u>)。プログラムの著作物を譲渡した場合には、バックアップ用に作成した複製物は保存してはいけない(47条の3第2項)。            以上より、正答はイである。</p>	<p>「プログラムの著作物」の複製物の所有者は、自分で実行するために必要と認められる限度において、複製および翻案ができる(47条の3第1項、47条の6第1項2号)。プログラムの著作物が違法複製物であることを知って入手した場合には、これをコンピュータで業務上使用すれば著作権の侵害となる(113条2項)。プログラムの著作物を譲渡した場合には、バックアップ用に作成した複製物は保存してはいけない(47条の3第2項)。            以上より、正答はイである。</p>
<p>練習問題            正答・解説 p. 83  <b>【関連条文】</b>            &lt; 著作権法第63条3項&gt;</p>	<p>&lt; 著作権法第63条3項&gt;  <u>利用権(第一項の許諾に係る著作物を前項の規定により利用することができる権利をいう。次項において同じ。)</u>は、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡することができない。</p>	<p>&lt; 著作権法第63条3項&gt;            第一項の許諾に係る著作物を利用する権利は、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡することができない。</p>
<p>練習問題            正答・解説 p. 85  <b>【関連条文】</b>            &lt; 著作権法第63条3項&gt;</p>	<p>&lt; 著作権法第63条3項&gt;  <u>利用権(第一項の許諾に係る著作物を前項の規定により利用することができる権利をいう。次項において同じ。)</u>は、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡することができない。</p>	<p>&lt; 著作権法第63条3項&gt;            第一項の許諾に係る著作物を利用する権利は、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡することができない。</p>
<p>練習問題            正答・解説 p. 93            問題79</p>	<p>3 <u>第113条5項</u>より正しい。</p>	<p>3 第113条2項より正しい。</p>
<p>練習問題            正答・解説 p. 93  <b>【関連条文】</b>            &lt; 著作権法第113条5項&gt;</p>	<p>&lt; 著作権法第113条5項&gt;            プログラムの著作物の著作権を侵害する行為によつて作成された複製物(当該複製物の所有者によつて第四十七条の三第一項の規定により作成された複製物並びに<u>第一項第一号の輸入に係るプログラムの著作物の複製物及び当該複製物の所有者によつて同条第一項の規定により作成された複製物を含む。</u>)を業務上電子計算機において使用する行為は、これらの複製物を使用する権原を取得した時に情を知っていた場合に限り、当該著作権を侵害する行為とみなす。</p>	<p>&lt; 著作権法第113条2項&gt;            プログラムの著作物の著作権を侵害する行為によつて作成された複製物(当該複製物の所有者によつて第四十七条の三第一項の規定により作成された複製物並びに前項第一号の輸入に係るプログラムの著作物の複製物及び当該複製物の所有者によつて同条第一項の規定により作成された複製物を含む。)を業務上電子計算機において使用する行為は、これらの複製物を使用する権原を取得した時に情を知っていた場合に限り、当該著作権を侵害する行為とみなす。</p>
<p>練習問題            正答・解説 p. 93            問題80</p>	<p>イ プログラムの著作物については、著作権を侵害する行為により作成されたことを知りつつ、そのプログラムを業務上使用する行為は違法となるが(<u>113条5項</u>)、自分の趣味のために使用する行為は、違法とはならない。</p>	<p>イ プログラムの著作物については、著作権を侵害する行為により作成されたことを知りつつ、そのプログラムを業務上使用する行為は違法となるが(113条2項)、自分の趣味のために使用する行為は、違法とはならない。</p>

該当箇所	改訂内容(下線部分)	上級問題集(第7版第1刷)内容
練習問題 正答・解説 p. 94 問題82	エ 第119条第1項から第3項まで、第120条の2第3号から第6号まで、第121条の2及び前条第1項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない(123条1項)。著作権、著作隣接権侵害は、一部を除いて被害者の告訴がなければ起訴できない親告罪である。	エ 第119条、第120条の2第3号及び第4号、第121条の2並びに前条第1項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない(123条1項)。著作権、著作隣接権侵害は、一部を除いて被害者の告訴がなければ起訴できない親告罪である。
過去問題1 正答・解説 p. 151 問題17	エ 「著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画(以下この号及び次項において「 <u>特定侵害録音録画</u> 」という。)を、 <u>特定侵害録音録画</u> であることを知りながら行う場合」には、第30条の適用はない(30条1項3号)。	エ 「著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合」には、第30条の適用はない(30条1項3号)。これは平成21年改正により導入された規定である。
過去問題1 正答・解説 p. 152 問題19	ウ 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。)を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。(35条1項)。大学のゼミは、教育機関における授業過程であり、ゼミの人数はそれほど多くなく、コピーする部数も限られるので、権利制限規定に該当する。	ウ 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない(35条1項)。大学のゼミは、教育機関における授業過程であり、ゼミの人数はそれほど多くなく、コピーする部数も限られるので、権利制限規定に該当する。
過去問題1 正答・解説 p. 154 問題24	ウ <u>利用権(許諾に係る著作物を利用することができる権利)</u> は、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡することができない。(63条3項)。	ウ 許諾に係る著作物を利用する権利は、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡することができない(63条3項)。

該当箇所	改訂内容(下線部分)	上級問題集(第7版第1刷)内容
<p>過去問題1 正答・解説 p. 157 問題30</p>	<p>イ 著作権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画(以下この号及び次項において「<u>特定侵害録音録画</u>」という。)を、<u>特定侵害録音録画である</u>ことを知りながら行う場合は、私的使用のための複製の権利制限規定にあたらぬ(30条1項3号)。海外のWebサイトからの海賊版ファイルのダウンロードは、有体物を国内に持ち込んでいるわけではないので、輸入とはいえず、第113条1項1号のみなし侵害規定にはあてはまらないが、私的使用のための複製の権利制限規定の例外にあてはまり、複製権の侵害となる。</p> <p>ウ プログラムの著作物の著作権を侵害する行為によつて作成された複製物を業務上電子計算機において使用する行為は、これらの複製物を使用する権原を取得した時に情を知っていた場合に限り、当該著作権を侵害する行為とみなす(113条5項)。本肢では、使用する権原を取得した時(=購入時)に違法インストール状態であることを知らなかったのであるから、その後そのアプリケーションソフトを使用する行為は、著作権侵害行為とはみなされない。</p> <p>エ 権利管理情報を故意に除去し、又は改変する行為は、当該権利管理情報に係る著作者人格権、著作権、<u>出版権</u>、<u>実演家人格権</u>又は著作隣接権を侵害する行為とみなす(113条8項2号)。</p>	<p>イ 著作権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合は、私的使用のための複製の権利制限規定にあたらぬ(30条1項3号)。海外のWebサイトからの海賊版ファイルのダウンロードは、有体物を国内に持ち込んでいるわけではないので、輸入とはいえず、第113条1項1号のみなし侵害規定にはあてはまらないが、私的使用のための複製の権利制限規定の例外にあてはまり、複製権の侵害となる。</p> <p>ウ プログラムの著作物の著作権を侵害する行為によつて作成された複製物を業務上電子計算機において使用する行為は、これらの複製物を使用する権原を取得した時に情を知っていた場合に限り、当該著作権を侵害する行為とみなす(113条2項)。本肢では、使用する権原を取得した時(=購入時)に違法インストール状態であることを知らなかったのであるから、その後そのアプリケーションソフトを使用する行為は、著作権侵害行為とはみなされない。</p> <p>エ 権利管理情報を故意に除去し、又は改変する行為は、当該権利管理情報に係る著作者人格権、著作権、<u>実演家人格権</u>又は著作隣接権を侵害する行為とみなす(113条3項2号)。</p>
<p>過去問題2 正答・解説 p. 168 問題13</p>	<p>エ 著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作者人格権を侵害する行為とみなす(113条11項)。著作者又は実演家は、故意又は過失によりその著作者人格権又は実演家人格権を侵害した者に対し、損害の賠償に代えて、又は損害の賠償とともに、著作者又は実演家であることを確保し、又は訂正その他著作者若しくは実演家の名誉若しくは声望を回復するために適当な措置を請求することができる(115条)。著作者又は実演家の死後においては、その遺族(死亡した著作者又は実演家の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹をいう。)は、当該著作者又は実演家について第60条又は第101条の3の規定に違反する行為をする者又はするおそれがある者に対し第112条の請求を、故意又は過失により著作者人格権又は実演家人格権を侵害する行為又は第60条若しくは第101条の3の規定に違反する行為をした者に対し前条の請求をすることができる(116条1項)。したがって、子は美人画の撤去および謝罪文の掲示を要求する権利を有する。</p>	<p>エ 著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作者人格権を侵害する行為とみなす(113条6項)。著作者又は実演家は、故意又は過失によりその著作者人格権又は実演家人格権を侵害した者に対し、損害の賠償に代えて、又は損害の賠償とともに、著作者又は実演家であることを確保し、又は訂正その他著作者若しくは実演家の名誉若しくは声望を回復するために適当な措置を請求することができる(115条)。著作者又は実演家の死後においては、その遺族(死亡した著作者又は実演家の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹をいう。)は、当該著作者又は実演家について第60条又は第101条の3の規定に違反する行為をする者又はするおそれがある者に対し第112条の請求を、故意又は過失により著作者人格権又は実演家人格権を侵害する行為又は第60条若しくは第101条の3の規定に違反する行為をした者に対し前条の請求をすることができる(116条1項)。したがって、子は美人画の撤去および謝罪文の掲示を要求する権利を有する。</p>

該当箇所	改訂内容(下線部分)	上級問題集(第7版第1刷)内容
<p>過去問題2            正答・解説 p. 172            問題21</p>	<p>エ 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 <u>第三十条第一項に定める私的使用の目的をもつて、録音録画有償著作物等(録音され、又は録画された著作物又は実演等(著作権又は著作隣接権の目的となつていないものに限る。))であつて、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの(その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものに限る。))をいう。)</u>の著作権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。)<u>又は著作隣接権を侵害する送信可能化(国外で行われる送信可能化であつて、国内で行われたとしたならば著作隣接権の侵害となるべきものを含む。))に係る自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画(以下この号及び次項において「有償著作物等特定侵害録音録画」という。))を、自ら有償著作物等特定侵害録音録画であることを知りながら行つて著作権又は著作隣接権を侵害した者(119条3項1号)。</u>私的複製の目的で、Webサイト上の違法複製物をデジタル方式で録音または録画した場合に刑事罰が科されるのは、有償で公衆に提供、提示されているものに限られるので、無償で公衆に提供されているものにはおよばない。</p>	<p>エ 第30条第1項に定める私的使用の目的をもつて、有償著作物等(録音され、又は録画された著作物又は実演等(著作権又は著作隣接権の目的となつていないものに限る。))であつて、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの(その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものに限る。))をいう。)の著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権又は著作隣接権の侵害となるべきものを含む。))を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らその事実を知りながら行つて著作権又は著作隣接権を侵害した者は、2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する(119条3項)。私的複製の目的で、Webサイト上の違法複製物をデジタル方式で録音または録画した場合に刑事罰が科されるのは、有償で公衆に提供、提示されているものに限られるので、無償で公衆に提供されているものにはおよばない。</p>
<p>過去問題2            正答・解説 p. 175            問題27</p>	<p>イ レコード製作者は、そのレコードを複製する権利を専有する(96条)。</p> <p>著作物は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。</p> <p>三 <u>著作権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。))を受信して行うデジタル方式の録音又は録画(以下この号及び次項において「特定侵害録音録画」という。))を、特定侵害録音録画であることを、その事実を知りながら行う場合(30条1項3号)</u></p> <p>第30条第1項の規定は、レコードの利用に準用される(102条1項)。</p> <p>そのため、その事実を知りながら、音楽CDの著作権を侵害する自動公衆送信を受信してデジタル方式の録音を行うと、レコード製作者の複製権を侵害する。</p>	<p>イ レコード製作者は、そのレコードを複製する権利を専有する(96条)。</p> <p>著作物は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。</p> <p>三 著作権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。))を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合(30条1項3号)</p> <p>第30条第1項の規定は、レコードの利用に準用される(102条1項)。</p> <p>そのため、その事実を知りながら、音楽CDの著作権を侵害する自動公衆送信を受信してデジタル方式の録音を行うと、レコード製作者の複製権を侵害する。</p>

該当箇所	改訂内容(下線部分)	上級問題集(第7版第1刷)内容
<p>過去問題2 正答・解説 p. 175 問題28</p>	<p>ウ プログラムの著作物の著作権を侵害する行為          によって作成された複製物を業務上電子計算          機において使用する行為は、これらの複製物          を使用する権原を取得した時に情を知ってい          た場合に限り、当該著作権を侵害する行為とみ          ならず(113条5項)。したがって、入手した際に、          海賊版とは知らなかった場合は、業務上のパソ          コンで使用しても侵害する行為とはみなされな          い。</p> <p>エ 権利管理情報を故意に除去し、又は改変す          る行為は、当該権利管理情報に係る著作者人          格権、著作権、<u>出版権</u>、実演家人格権又は著          作隣接権を侵害する行為とみなす(113条8項          2号)。</p>	<p>ウ プログラムの著作物の著作権を侵害する行為          によって作成された複製物を業務上電子計算          機において使用する行為は、これらの複製物          を使用する権原を取得した時に情を知ってい          た場合に限り、当該著作権を侵害する行為とみ          ならず(113条2項)。したがって、入手した際に、          海賊版とは知らなかった場合は、業務上のパソ          コンで使用しても侵害する行為とはみなされな          い。</p> <p>エ 権利管理情報を故意に除去し、又は改変す          る行為は、当該権利管理情報に係る著作者人          格権、著作権、実演家人格権又は著作隣接権          を侵害する行為とみなす(113条3項2号)。</p>
<p>過去問題2 正答・解説 p. 180 問題39</p>	<p>4 第30条第1項、第30条の3、第31条第1項第          1号若しくは第3項後段、第33条の2第1項、<u>第          33条の3第1項</u>若しくは第4項、第35条第1          項、第37条第3項、第37条の2本文(同条第2          号に係る場合にあつては、同号。次項第1号に          おいて同じ。)、第41条から第42条の3まで、          第43条第2項、第44条第1項若しくは第2項、          第47条第1項若しくは第3項、第47条の2又は          第47条の5第1項に定める目的以外の目的の          ために、これらの規定の適用を受けて作成され          た著作物の複製物(次項第1号又は第2号の複          製物に該当するものを除く。)を頒布し、又は当          該複製物によつて当該著作物の公衆への提示          (送信可能化を含む。以下同じ。)を行った          者は、第21条の複製を行ったものとみなす(4          9条1項1号)。いったん私的使用のための複製          として複製された場合であっても、その後私的          使用以外の目的のために当該複製物を頒布し、          または公衆に提示した者は、(許諾のない)          複製を行ったものとみなされる。</p>	<p>4 第30条第1項、第30条の3、第31条第1項第          1号若しくは第3項後段、第33条の2第1項若し          くは第4項、第35条第1項、第37条第3項、第          37条の2本文(同条第2号に係る場合にあつて          は、同号。次項第1号において同じ。)、第41          条から第42条の3まで、第43条第2項、第44          条第1項若しくは第2項、第47条第1項若し          くは第3項、第47条の2又は第47条の5第1項に          定める目的以外の目的のために、これらの規定          の適用を受けて作成された著作物の複製物          (次項第1号又は第2号の複製物に該当するも          のを除く。)を頒布し、又は当該複製物によつて          当該著作物の公衆への提示(送信可能化を含          む。以下同じ。)を行った者は、第21条の複製          を行ったものとみなす(49条1項1号)。いった          ん私的使用のための複製として複製された場          合であっても、その後私的使用以外の目的の          ために当該複製物を頒布し、または公衆に提          示した者は、(許諾のない)複製を行ったもの          とみなされる。</p>

以上